

令和5年9月8日（金）午前9時30分より、9月の大刀洗町農業委員会総会を大刀洗町役場3階大会議室にて開催した。

議題 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について（県許可）
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について（県許可）
議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について（委員会許可）
議案第4号 農用地利用集積計画における所有権移転について（推進機構）
議案第5号 あっせん申し出について
議案第6号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想について
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について
その他

次回農業委員会開催期日 （予定）令和5年10月10日（火） 午前9時30分より

【出席委員】 1番 森田和範 2番 棚町泰 3番 平田信継 4番 實藤正敏
5番 白石和雄 6番 久保満 7番 井手国春 8番 矢野等司
9番 佐田敏弘 10番 樋口安子 11番 柳繁彰
12番 秋吉馨 13番 花田由美子 14番 渡邊芳治 15番 山見良一
16番 黒岩末義 17番 平田利雄 18番 河野政之 19番 松本清美
【欠席委員】 14番 渡邊芳治

事務局 矢永 孝治 辻 祐介 辻 清人

議長 柳 本日の議事録署名人は15番、16番の方をお願いします。

事務局 矢永 （付議事項の朗読）

付議事項 （議事録署名委員の指名15番、16番）

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について（県許可）

●●氏 より、農地の転用に伴う所有権移転の許可申請が農地法第5条の規定により提出されたので、別紙により付議する。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について（県許可）

●●氏 外より、農地の転用に伴う許可申請が農地法第4条の規定により提出されたので、別紙により付議する。

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について（委員会許可）

●●氏 外1名より、農地の所有権移転が農地法第3条の規定により提出されたので、別紙により付議する。

議案第4号 農用地利用集積計画における所有権移転について

議案第5号 あっせん申し出について

議案第 6 号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想について
報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の確認について
その他

議長 柳 それでは、議案第 1 号 1 番の説明をお願いします。

<事務局 議案第 1 号 農地法第 5 条 1 番申請内容朗読及び説明>

事務局 辻 転用目的は露天資材置場になります。
申請地は、都市計画法の用途地区内の第一種住居地域で第 3 種農地判断となります。
東側の隣接事業者の敷地拡張になります。雨水は南側の既存の側溝に放流する計画
です。給水なし、汚水雑排水は発生しません。被害防除措置としてはコンクリート
ブロック 3 段を新設する計画です。資金計画、見積書等は確認しております。

議長 柳 説明が終わりました。担当委員さん何かありますか。

18 番 河野委員 周囲の地権者 5 名に詳しく説明をされており、問題ないと思われま

議長 柳 皆さんから何かありませんか。なければ私からお尋ねさせていただきたいのですが、
舗装はされるのでしょうか。また盛土はされるのでしょうか。

事務局 辻 砂利敷きでの利用計画となっています。盛土は最大で 20cm とされています。

議長 柳 他に皆さんから何かありませんか。なければ採決を採らせていただきます。許可相
当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相
当となりました。

それでは、議案第 2 号 1 番の説明をお願いします。

<事務局 議案第 2 号 農地法第 4 条 1 番申請内容朗読及び説明>

事務局 辻 転用目的は盛土による農地改良と農業用倉庫の建築になります。
国道 322 号の拡幅工事により、道路が現況よりも高くなるため、農地を道路と同
じ高さに合わせて耕作しやすくするための申請です。また、道路収用により倉庫が
取り壊されるため、盛土と併せて新しく倉庫を建てなおす計画です。申請地は、1
0ha 以上の広がりのある農地になりますので第 1 種農地判断となります。雨水は
側溝を新設し、西側の川に放流する計画です。給水なし、汚水雑排水は発生しま
せん。被害防除措置としては L 型擁壁及びコンクリートブロック 5 段を新設する計
画です。資金計画、見積書等は確認しております。

議長 柳 説明が終わりました。担当委員さん何かありますか。

16 番 黒岩委員 道路が高くなるということで問題はないと思われま

議長 柳 皆さんから何かありませんか。

6 番 久保委員 道路はどれくらい高くなるのでしょうか。

事務局 辻 現在の農地部分からは 1.4m 高くなるみたいです。

議長 柳 他に皆さんから何かありませんか。なければ採決を採らせていただきます。許可相
当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相

当となりました。

それでは、議案第3号1番から2番の説明をお願いします。同一の申請者ですので一括で審議をお願いします。

<事務局 議案第3号1番～2番 農地法第3条の申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 辻 1番は田2筆2, 082㎡の売買で6, 246, 000円です。

2番は畑3筆2, 219㎡の売買で6, 657, 000円です。

議長 柳 担当委員さん何かありますか。

10番 樋口委員 特にありません。

議長 柳 皆さんから何かありませんか。それでは採決を採ります。申請どおり許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

続きまして、議案第3号3番の説明をお願いします。

<事務局 議案第3号3番 農地法第3条の申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 辻 3番は畑4筆3, 475㎡の売買で15, 630, 000円です。

議長 柳 担当委員さん何かありますか。

1番 森田委員 現在芝が植えられている所で、今後も芝を耕作される予定だそうです。

議長 柳 皆さんから何かありませんか。それでは採決を採ります。申請どおり許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

続きまして、議案第4号の説明をお願いします。

<事務局 議案第4号 農用地利用集積計画における所有権移転申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 辻 1番については田1筆1, 220㎡の売買で752, 000円になります。

議長 柳 説明が終わりました。皆さんから何かありませんか。それでは委員さんに質問します。申請どおり許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

続きまして、議案第5号の説明をお願いします。

<事務局 議案第5号 あっせん申し出の申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 辻 1番については639㎡の畑1筆の売買か貸借希望です。

議長 柳 説明が終わりました。皆さんから何かありませんか。あっせん委員は矢野委員と實藤委員の2名をお願いします。

続きまして、2番の説明をお願いします。

事務局 辻 2番については52㎡の田1筆の売買希望です。

議長 柳 説明が終わりました。皆さんから何かありませんか。あっせん委員は平田委員と白

石委員の2名をお願いします。

続きまして、議案第6号の説明をお願いします。

<事務局 議案第6号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想についての説明>
産業課農政商工係田中が内容説明。以下、質疑応答。

議長 柳 皆さんから何かありませんか。私からひとつおかしいと思ったのが、19ページの④の所ですが、「認められない」ではなく「認める」が正しいんじゃないの。

産業課 田中 県の担当者に確認しておきます。

10番 樋口委員 年間の農作業従事時間が2,000時間とありますが、そんなに働ける人なんてほとんどいないと思いますよ。

産業課 田中 一応1日8時間労働と考えて250日の計算になっています。

18番 河野委員 国は半農半Xと言ったり、集積率を上げろと言いますが、個人農家は農業をやめろと言っているようなもんじゃないですか。おかしくないですか。

産業課 田中 将来的に農業従事者が減少していくことを見通して、なるべく効率的な農業が進められるように、耕作地がバラバラになっていたら、交換などをしてできる限りひとかたまりに集めて耕作してもらいたいと考えているようです。しかし、借地料や土壌の問題もありますし、地元の農地は地元の人でないと嫌だという考えの人も多いですし、そう簡単に理想通りには進まないことは承知しているところです。

議長 柳 他に皆さんから何かありませんか。それでは委員さんに質問します。指摘があった箇所の修正などは事務局に一任し、許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。続きまして、議案第1号の説明をお願いします。

<事務局 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について説明>

議長 柳 以上のように解約がっておりますので、担当委員はそれぞれ確認をお願いします。それではこれで全ての議事の審議を終わります。